

# 令和6年度市民まちづくり活動促進テーブル

## 第2回本部委員会

### 会 議 録

日 時：2024年8月21日（水）午後2時開会  
場 所：札幌エルプラザ 2階 会議室1・2

## 1. 開 会

○事務局（川村市民自治推進課長） 本日は、お忙しいところ、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、令和6年度札幌市市民まちづくり活動促進テーブル第2回本部委員会を開催させていただきます。

本日、この会議は公開で行われておりまして、後ろの席に市民やマスコミの方がいらっしゃることもあります。また、この会議の内容は、後日、札幌市のホームページに会議録として掲載することになりますことから、各席に録音するための機器に接続したマイクを置かせていただいておりますので、発言される際はマイクを使うようお願いいたします。

続きまして、皆様のお手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、別紙1の次第、別紙2の配席図、資料1のさぼ一とほっと基金の課題及び見直しの方向性について、資料2の冠基金の取扱いについて、資料3の冠基金一覧、資料4の冠基金残高表、資料5の札幌市市民まちづくり活動促進基金冠基金設置要綱、そのほかに参考配付として委員の意見一覧をお配りしております。

以上となりますが、お手元のない資料等はございませんでしょうか。

それでは、ここから議題に入ってまいりますので、進行を倉知委員長にお願いしたいと思っております。

倉知委員長、よろしく申し上げます。

## 2. 議 事

○倉知委員長 それでは、議題（1）のさぼ一とほっと基金の見直しについてを進めていきます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 私から説明をさせていただきます。

まずは、資料1のさぼ一とほっと基金の課題及び見直しの方向性についてをご覧ください。

こちらは、さぼ一とほっと基金の見直しに関しまして、これまでの促進テーブルの委員会でのご議論などを基に事務局にて課題を整理したものに委員の皆様から寄せていただいた意見を反映させていただいたものです。

こちらの説明に入る前に、まず、委員の皆様からいただいたご意見の内容をご紹介と事務局の見解をご説明させていただきたいと思っております。

資料の最後のページの参考資料として配らせていただきました委員意見一覧をご覧ください。

順にご説明させていただきます。

まずは、1番目のご意見ですが、課題の検討について、事業に空白をつくらないように検討を進めていくべきだというご意見を頂戴しております。事務局といたしましては、優

先順位をつけて効率的に事業を進めていけるように検討を進めてまいりたいと考えております。ただ、今回は、時間的な制約もございまして、今年度中にこちらの全ての課題を議論して一定の結論を出すことは難しいところもありますので、残った課題につきましては、次年度以降、引き続きご議論をいただきたいと考えております。

次に、2番目のご意見ですが、子ども自身の企画に特化した事業助成の枠組みについてご意見を頂戴いたしました。現在、我々、市民自治推進課では、小・中学生を対象に次世代の活動の担い手育成事業といった別の事業を進めておりまして、例えば、小学校には子どもまちづくり手引書というものを配付しております。現在、さぽーとほっと基金につきましては、現に市民活動を行っている団体様を対象とした支援をするための事業でありますので、今回ご提案をいただいたような内容についてはこの基金の活用と別の展開をしてまいりたいと考えてございます。

次に、3番目のご意見ですが、助成対象経費につきまして、申請事業に必要な物品の購入であるのか、経常的な活動で必要な物品の購入であるかの判断が難しいことあるのご意見をいただきました。こちらは助成対象経費の検討を進める中で整理をしてまいりたいと考えております。

続きまして、裏面をご覧ください。

4番目のご意見ですが、団体指定の寄附について、企業と団体をマッチングするような仕組みについてご提案をいただきました。こちらは団体指定助成の検討の中でマッチングの仕組みなどについて協議していきたいと考えております。

次に、5番目から8番目のご意見です。

まずは5番ですが、事業の内容につきまして、市民活動であるのかどうか、疑義のある事業もあるのご意見を頂戴しております。今後、1次審査を実施など、審査の在り方を検討していく中で対応を考えてまいります。

次に、6番ですが、市民団体から提出される領収書に関し、その内容に疑問を感じるものがあるのご意見をいただきました。先ほどの助成対象経費についてのご意見もそうですが、助成対象経費の検討のほか、申請、報告の効率化の検討の中で整理をしてまいりたいと考えてございます。

次に、7番ですが、冠基金を設置している企業による団体指定の助成に関してご意見をいただいております。こちらは団体指定助成の検討の中で併せて整理をしていきたいと考えております。

8番ですが、同一の人物が別の団体名で類似性の高い複数の事業の申請を行っていることに疑問を感じるご意見があるのご意見を頂戴いたしました。現在、代表者が同一であっても、別の団体として活動していれば団体登録が可能でして、助成の申請もできることとなっております。ただ、実際に助成対象として助成金を支給するかどうか、採択するかどうかにつきましては、審査委員会で審査し、ご判断をいただく事柄かなと考えております。

委員の方々からいただいた意見についての事務局見解のご説明は以上となります。

続きまして、資料1のさぼ一とほっと基金の課題及び見直しの方向性についての案をご覧ください。

まず、一つ目の制度全般の冠基金の取扱いについてです。

現状と課題といたしましては、冠基金の応募に偏りがあり、交付相当の点数であっても助成金が減額または不交付となることがあります。また、冠基金が計画的に使われておらず、十分に助成できていないという現状もございます。これに対する見直しの方向性の案ですが、寄附と事業助成の収支バランスを改善し、助成事業の募集方法を見直して活用を促進すること、また、活用計画を随時更新して計画的、効果的に助成を行うことを考えております。

続いて、二つ目の団体指定助成についてです。

こちらの現状と課題ですが、分野やテーマ指定の助成には申請回数に上限があり、よい事業であっても上限に達すると助成を受けられないということになりました。これについては団体指定の在り方を見直すことを考えてございまして、公募助成によって事業実施のための力をつけた団体については団体指定助成へのステップアップを促し、助成金を柔軟に活用できるようにしていきたいと思っております。

続いて、三つ目から五つ目については助成の申請に関するものです。

助成対象経費については、3番の助成の対象外経費の項目と4番の人件費の項目の二つに分けております。

まずは、3番の助成対象経費（対象外経費について）です。

現状と課題ですが、対象の経費について、団体のニーズや時代に即していないものがあります。また、事業に必要なものかどうかを事業ごとに判断せざるを得ないところがございます。見直しの方向性としましては、対象経費の整理と要件の緩和としまして、対象経費として認めるものを整理して事業に必要な経費を適切に計上し、効果的な助成金の活用を可能にしたいと考えております。

続いて、4番の助成対象経費（人件費について）です。

分野指定助成において、人件費は対象経費としては認めておりません。その一方で、報償費、例えば準備や当日の運営などに伴うボランティアへの謝礼や外部講師への謝礼などは対象経費として認めており、金額の制限もございません。こちらについては、効果的な事業執行を促すという点から一定の金額などに対しての制限を設けることはいかがかと考えております。

続いて、5番の申請、報告についてです。

書類不備などにより、団体、事務局ともに負担が生じてございます。見直しの方向性としましては、申請や報告に関する負担軽減、事務の効率化を図ることとしまして、様式の更新やスマート申請の活用の検討、適正な精算業務を行うための提出書類の整理、また、後期のプレゼンテーション審査の際に審査員の方々からご提案をいただきました申請の回数の制限について整理をしてまいりたいと考えております。

続いて、6番の審査の在り方についてです。

現在、団体からの申請数が増えたことに伴い、審査や協議の負担が増えています。また、少額の申請団体も高額の申請団体と同じ審査方法となっておりますので、審査に関する負担軽減や事務の効率化を図るという点で審査の方法の見直しを考えていきたいと思っております。

先ほどの説明の繰り返しになってしまいますが、これら全ての課題に関し、今年度にあと2回の会議で全ての項目について十分に議論していただき、結論を出すことは時間的な制約もあって難しいと考えております。そのため、課題に優先順位をつけて効率的に事業を進められるよう、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、本日は、この後、1番の冠金の取扱いについて事務局からご説明をさせていただき、ご議論をお願いしたいと思います。

また、事務局といたしましては、5番の申請、報告、6番の審査の在り方については、申請する団体や審査部会の委員の方々への影響が大きいことから、次年度の募集に間に合うよう、今年度中に優先的に議論をお願いしたいと思いますと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○倉知委員長 ただいまの説明に対してご質問やご意見のある方はいらっしゃいませんか。

○武岡委員 資料1と参考としてお配りをいただいた両面の資料についてです。

私は事前にくいつか意見を申し上げたのですが、我々、審査部会の人間は審査をやっています、その中で日々気になっていることが、正直、たくさんあるのです。しかし、事業検討部会の方は審査には携わっていらっしゃらないので、恐らくこういったことを知るすべがないので、問題点としてぜひ知っていただきたいと思います、細かいことではあるのですが、申し上げました。

その上で資料1についてです。

たしか、7月の初めぐらいに事務局の案が来まして、その後、委員から意見を寄せてくださいという話があり、8月の初めが締切りでした。そして、その後に再度送られてきましたので、見比べてみたのですが、率直に申し上げて、委員が言ったことが資料1に反映されているとはあまり思いませんでした。

横に置いて見比べてみたのですが、資料1で変わったのは5番の「申請、報告」のところの見直しの方向性のところだと思います。丸ポツが三つありますけれども、最初の案では一番上の丸ポツだけだったものが三つになっていて、多分、丸ポツの二つ目と三つ目が付け加わっただけなのです。

例えば、委員からマッチングの仕組み等について提案があり、参考資料の「事務局見解」にマッチングの仕組み等について協議していきたいと書いてありますが、そうであれば、資料1の2番の「団体指定助成」のところに「マッチング」という言葉ぐらいは付け加えていただく、あるいは、冠基金に関してよろしくないのではないかと私が考えていること

について、参考資料の中で、団体指定助成の中で整理をしていきたいと言ってくさっているのであれば、資料1についてもうちよつと表現を変えたり、付け加えたりしていただいてもいいのではないのかなと思います。

これは参考配付ということになっているので、今回は参考として配られましたけれども、恐らく、今後検討していく際には資料1が参照されることになるので、ここに載せていたかなかったら忘れられてしまうのではないかなという危惧を非常に持ちます。

私は随分前からどれも問題視してきたことですし、この機会にぜひしっかりと検討していただきたいので、資料1にできれば盛り込んでいただきたいなと思いました。盛り込んでいただけないのであれば、忘れないようにして、その都度申し上げたいと思います。  
○事務局（下宮市民活動促進係長） おっしゃるとおり、資料1につきましては、今後、外部の資料として公開をするもの、参考資料についてはこの場限りのものと考えております。

今ご意見をいただいたように、委員の方からご提案をいただいた内容について、そのままこちらに載せて公開をしたとき、その言葉だけがひとり歩きするおそれがあるかなと考えて載せるのを控えました。

ただ、今ご意見をいただいたもので載せていないものも一緒に検討していきますという項目は事務局としても忘れず、間違いなく検討するものとして上げていきたいと考えております。

○倉知委員長 ほかに何かご質問やご意見のある方はいらっしゃいませんか。

○上田委員 今のご説明で腑に落ちないところがありました。

これは公開の会議であり、結果もホームページに出すのですよね。どういう反論があるか、市民がどういう意見を持っているかを聞き取るいい機会ではないのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 市民からの意見をいただくことを避けるということではなく、この委員会の中で議論をした結果について市民の方にご説明したいと考えているのですけれども、案の段階のものをお示ししたとき、この方向に間違いなくなるのだなと受け取られる方がいらっしゃるおそれがあったので、こういった表現にとどめているということです。

○事務局（神市民自治推進室長） 僕も資料が上がってきたときに当然確認しておりますけれども、意図としましては、見直しの方向性について、各委員で話し合ったものをそのまま入れてしまうと、そこで方向性が決まってしまうことになりますので、あえて具体的に踏み込まず、この場で方向性を皆さんと一緒に考えていきたいということです。例えば、マッチングの話もそうで、やっぱりやったほうがいいよねという話を皆さんで議論していただいて初めて方向性が明確になるのかなと思っております。

私たちとしては、結論のように全部を載せるわけではなく、ここでの議論を大切にするために、あえてそこまで書き込まなかったという意図なのです。ですから、各委員に意見がある中、皆さんで方向性を決めていきたいと思いますということとして、この中でいろいろな

話があって、それを基にここに手足がついてくるのかなと思っています。

○倉知委員長 私は進行表をもらっているのですね。それを見ても、今日、何をやるのか、いまいちよく分かっていなかったなので、確認します。

まず、見直しの方向性の1番から6番までがありまして、本日は、この後、1番の冠基金についてを議論することなのですね。また、委員会は本日を含めて3回を考えているというようなことが先ほどのお話であったかと思います。資料1の5番と6番などは次年度の募集に間に合わせるよう、優先的におっしゃっていたのですが、2回目と3回目ではどういう感じで議論を進めていく予定なのか、ざっくりでいいので、今後の方向性を教えていただいてもいいですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 説明不足で申し訳ございません。

本日は、1番の冠基金について事務局からご提案をご説明させていただき、議論をお願いしたいと思います。もし今日の議論でまとまれば冠基金については今回の議論で終わりになりまして、続いて、5番と6番については残り2回の会議で議論を進めてまいりたいと考えております。

○倉知委員長 2番、3番、4番は、1番や5番や6番で時間がかかってしまったら次年度になってしまうかもしれないという感じですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 特に2番の団体指定助成については、これまでも審査部会の中でもテーマとして上げられている項目でして、昨年度の全体会議の中で令和8年度から仕組みを見直そうというスケジュールを皆さんにご説明をしていましたし、大きなものですので、こちらについては基本的には次年度の項目になります。

○倉知委員長 分かりました。

もう一点、私は審査部会にも所属していますが、審査部会の人たちは審査部会の中で結構議論しているので、そこそこ問題点が分かっていると思うのですが、事業検討部会の方は、多分、頭の中が漠然として、いまいちイメージがつかめていないと思うのです。本部委員会が有意義になるための理解の会みたいなものを事業検討部会で行われるようなことは特にないのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 全体の会議の中で改めて全員で課題と現状について共有をした上で議論を進めていきたいと思っております。ですから、事業検討部会の方だけの会を設けるのではなく、全員がそろった場でこういった現状と課題がありますということをそれぞれの会議のときに改めて詳しくご説明し、共有した上で議論ができればと考えてございます。

○吉岡副委員長 正直、先ほど武岡委員からもお話がありましたとおり、皆さん方は日常的に審査をなさっているのので、細かな課題が分かるのですけれども、事業部会の者はそういったことにノータッチなので、ああ、そういうことがあるのだという感じで勉強しながら参加しているというような状況です。

ただ、我々のためだけに別の時間をつくって皆さんが集まるというのも難しいのかなと

思うのですけれども、確かにご指摘のとおり、理解度にかなり差がありますし、細かなところまで問題点を指摘してということは難しいですし、実感としてなかなか持ちにくいところは正直あります。

もう一点、先ほどの上田委員からの一般の市民の方たちが知る機会をなくしてしまっているのではないかというのはおっしゃるとおりで、なるほどなと思いながら聞いていたのですが、今回のものについては、ひとまず事前にみんなで問題意識を共有するための一つの資料としてご意見を欲しいということでしたよね。私の理解ではそうだったのです。

ですから、これを見直しの方向性の中にすぐに盛り込むということではなく、あらかじめ意見を出し合って、こういう問題があるのだな、こういう考えをお持ちなのだということを委員同士で把握した上でここに来て議論をするという理解だったのですけれども、いかがですか。

○上田委員 多分、そういうおつもりだったのだろうなと説明を聞いて思いました。

「方向性を見直しの可能性」や「案」という文言が入っていれば、おっしゃっている意味がすっとんと落ちた気がします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） ホームページなどで公開する際には、今ご提案をいただいたように、「見直しの方向性案」としたいと思います。

○池田委員 参考配付のことについて聞きます。参考配付のほうがむしろ実感があるというか、本質をついているものが結構あると思っています。本質の議論をしないと堂々巡りになるのではないかと思います。

ですから、むしろ参考配付こそが今日の議題の一番なのではないかと思います。この議論の中から今日の資料1から資料6が出てくるのではないかなという気がします。そうしたつもりなのでしょうけれども、全然マッチングしていないと私は思ったのです。

例えば、習い事ではないというのは資料1のどこに書いてあるのですか。表現で言うと、3番の団体のニーズや時代に即していないものがあるということなのかも分からないですけれども、ちょっと分かりづらいので、そうしたところを一度整理していただければありがたいなと思います。

○事務局（下宮市民活動促進係長） おっしゃるとおり、今回、特に審査部会の方からいただいたご意見は、日々、審査をしていただく中で実感として感じていらっしゃる課題を率直に書いていただいているものと事務局としては認識しております。ただ、それらの項目につきまして、どこの場面でのカテゴライズし、議論していくのかを整理したものが資料1になっております。

例えば、プロジェクターやパソコンが対象経費としてどうなのかについては、広い意味で対象経費の中の検討で考えていきたいということです。

また、市民活動であるかどうかの疑義がある活動があるとのことのご意見ですけれども、個別具体の事業が市民活動に当たるのかどうかについては、審査の中で議論をいただくことになるかと思うのですけれども、どのように審査していくのがいいのかについては審査の在



り方というカテゴリーの中で皆さんにご議論をいただきたいと考え、こうした記載とさせていたいただいております。

○池田委員 申し訳ありませんが、この資料からは読み取れません。

参考配付と資料1について、例えば、今のお話ですと、習い事のことは3番目の対象経費として認めるものを整理しというところなのですね。それとも、違うのですか。具体的にどこに入れたのかを教えていただければ理解が少し深まるかなという気がします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今、池田委員からご意見をいただきましたのは5番のご意見のことでしょうか。

○池田委員 全部そうですが、まずはこれです。

○事務局（下宮市民活動促進係長） この事例でいくと、現状と課題の中にその言葉そのものは書いていないのですけれども、この内容については審査の在り方の検討の中で議論をしていきたいということで資料を作成させていただいてまして、審査方法を見直す中でご意見をいただいた内容について議論をしていきたいと考えております。

○池田委員 審査のところの内容は全然違うと思うのです。

○倉知委員長 ひとまず、この紙はナンバーに沿って対応させれば、もちろんそうなるのでしょうかけれども、例えば、今回、1番の冠基金の取扱いについて、これから議論するとした場合でも、参考配付にはそれに対応するものは何もないと思うのです。

例えば、3番とか4番のご意見の助成対象経費のものは、多分、今年度ではなく、次年度に回されるものになるではないですか。そうすると、これをつくっておいたところで、検討は次年度になるのであれば、次年度に検討されるまではずっと宙に浮いた状態になってしまうということですよ。どういう扱いになってしまうのでしょうか。

○吉岡副委員長 事務局見解を除き、見直しの方向性についてこういうご意見がありましたとオープンにしてもいいのではないかと思います。今日の議論はまた今日の議論でアップしてはどうですか。

○倉知委員長 それではただオープンになっただけで、検討するのはまた後でということになってしまうわけなのですよ。

○吉岡副委員長 そうですけれども、取りあえず現段階で問題意識はこうなっているということは共有できたので、私は、委員の皆さんの意見を見て、そうか、なるほどな、これは議論しなければ駄目だなと意識づけはできました。

○倉知委員長 では、次年度までに皆さん忘れないでおけということなのですかね。

○吉岡副委員長 そのためにもこれをオープンしておいたほうがいいのではないですか。

○倉知委員長 これは、ホームページ上にアップされるのですか。

○事務局（神市民自治推進室長） 恐らく、これからいろいろな意見が入って生々しいものになると思うのです。そうすると、公開することになってしまうと意見を言う人も言えなくなってしまいませんか。

○吉岡副委員長 ですから、今までどおりに意見を言った人がチェックして、いいよし

たものだったらアップしてもいいのかなと思います。

○倉知委員長 例えば、委員A、委員Bみたいな感じでもこれが公表されたら、それはそれで委員の皆さんにとってまずいですか。委員の皆さんとしては、それを見て市民の皆さんが意見を出してきたらまずいと思われませんか。

○千田委員 私も書きましたので、名前をずばりでは……

○倉知委員長 名前ではなく、AさんとかBさんにするということです。

○千田委員 それだったら、むしろ見ていただいて、申請していただく方にこういうところを見られているぞぐらいの牽制になってもいいぐらいかなと考えます。

○倉知委員長 議論するまでの間に意見が出てきたら、逆にそれを取り込めるわけだから、かえっていいのではないかなと思うのは甘いのですか。

○事務局（神市民自治推進室長） 委員の皆様が出してもいいと言うのであれば、それは隠すものではありません。

○妻倉委員 委員の意見として出していただけたらと思うのです。ここに具体的な名前があるのですけれども、それをAさん、Bさんにしても、同じ意見の人もいるので、こういう委員から出た意見として出していただけるほうがいいのかなと思います。

○事務局（川村市民自治推進課長） では、Aさん、Bさんもやめて、各委員から出た意見ということで出します。

○倉知委員長 これを見たら、例えば、補助金に応募する方も、こういうことで自分のところは点を引かれているのではないかという気づきにもなると思うのです。

○事務局（神市民自治推進室長） 非常にいい議論だと思います。こういった場でそういうことが決まって、委員会としてどういうやり方がふさわしいのかという議論かと思えますし、皆さん方でそういうことだとするのであれば、私どもは何も止めるものではありませんので、ぜひ載せたいと思います。

○池田委員 委員から貴重な意見が出ました。普通、意見が出たら、それを取り上げるかどうか、セコンドがあるかどうかということで次の議論が進むのですけれども、それはさておき、貴重な意見が出たのに、資料1にどう取り入れられているのでしょうか。

○事務局（川村市民自治推進課長） 参考資料を出さないと言ったのは、先ほども言ったように、あまり生々しいものを出してしまうと、あたかもその方向性で決まっているのではないかと資料を公開したときに思われる可能性をなくしたかったからで、資料1はそれでぼかしていますけれども、今のご議論では参考意見を出すとなりましたので、それを盛り込み、資料1は修正したいと思います。

○倉知委員長 そして、今後こういうふうに議論を進めていく予定ですか。的なのも公表される感じですか。委員会はどのような方向に進んでいこうと思いますというのは分からないのですか。

例えば、これをぱっと見たら、全部が議論され、すぐに決まるのかなと思うと思うのです。でも、2番や3番が後回しになるのであれば、いつまでにというスケジュールと方向

性もちゃんと示しておかないとよくないのかなと思います。

○事務局（川村市民自治推進課長） スケジューリングについてですが、先行するのは先ほど我々が提案した1番、5番、6番でいいですか。

○倉知委員長 ただ、これを見ると後回しになるのだなとは思いますが、どうなのでしょう。

○事務局（川村市民自治推進課長） さぼ一とほっと基金の制度全般で抱えている課題としては冠基金のことが大きいので、我々はそちらを優先したいと考えていましたけれども、もし3番や4番とかを先行すべきだという委員の議論であれば、そうせざるを得ないかなと思います。

○倉知委員長 皆さんはどのような方向性で進めていくのがいいと思いますか。

資料1のバランスで考えて、優先的に反映するものからやっていくのか、事務局が提案された順でやっていくのかですね。どちらにしろ、2年間で6番まで終わらせようと思っ

ていいのですよね。

○事務局（川村市民自治推進課長） それは2年以内に全部片づきたいなと思っています。

○倉知委員長 2年間の間にどういう順番で議論をしていくのがいいと思われるか、何か

意見がある方はいらっしゃいませんか。

○妻倉委員 事務局の案でいいのですが、すみませんが、もう一度、参考配付1から参考配付8までが資料1のどこに当てはまるかだけ教えていただけたらと思うのです。

先ほどちらっと何個か教えてもらったと思うのですが、お願いします。

○上田委員 多分、事務局の見解を聞くよりも、この課題を聞いて、この委員が何番に位置づけたほうがいいのかという議論のほうが重要な気がします。

例えば、先ほど池田委員がおっしゃった市民活動というよりも習い事ではないかと思うような事業は、事務局のアイデアとしては審査の在り方となっているのですが、そうすると、審査方法を見直すというところになってしまうのです。しかし、これは審査判断といいますか、審査のときの判断基準を考えるとこのものだと思うので、そうすると6番の審査の在り方という言葉にも判断基準という言葉をつけ加えましょうというような議論ができるのではないかなという気がします。そういう意味でも、事務局が出してくださったのは事務局の見解で、ここの委員会ではどうするのかを話し合っ

ていいのかなというのが一つです。

それから、冠基金の取扱いを事務局はすごく大事に思っ

ているのだと思うのですが、そのときの課題感としては、今、委員から出ているもののほうがすごく大きいのです。

審査基準が曖昧で、出てきているものがぐちゃぐちゃで、それをどうやって整理し、寄附されたものを適切に執行していくかを考えるわけですが、その基準がよく分からないな

して、冠基金の取扱いよりも委員長がおっしゃっていた今年度中にやったほうがいいのではないかというもののほうが優先順位は高いのではないかと思います。

○事務局（神市民自治推進室長） 優先順位があるというよりは、それぞれ視点の違う検討項目になります。審査の方法は当然必要ですけれども、冠基金は冠基金で早く整理をしたほうが良いと思っています。今日、これから冠基金の説明をしますけれども、そんなに難しい話ではなく、どうやって進めていったらいいかという最初の大きなところですので、これ自体はすんなり決まると思います。そして、審査の仕方については時間が結構かかることだと考えており、それを優先したいということで、5番と6番をその後にやっていきたいということです。

冠基金は考え方の整理だけでして、これから説明をお聞きいただければ理解していただけると思います。それとこれとは別物なので、まずは冠基金という大きいところを整理し、すぐに審査の議論を進めていきたいと思っています。

○倉知委員長 多分、今日は冠基金のご準備をされていると思うので、今日はまず冠基金の取扱いをさくっとやってしまうとして、2回目以降は3番や4番をやったほうがいいのではないですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 事務局として5番と6番を優先させていただきたいと申しましたのは、次年度の募集の準備があるからです。2月から募集を開始する関係がございまして、その前までには方向性を固め、もろもろの様式を直したり、要綱の改正を行ったりが必要になりますので、時間的なタイミングがあって先にご議論をいただけないかと考えているところです。

○倉知委員長 様式などは、全体の会議の前にこういうふうに進めたいという案を示していただき、みんなで議論する感じになるのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今回と同じように、次回、5番と6番をやるとなったら、その場で事務局ではこういったことを考えているのですけれどもいかがでしょうかということで、その案をベースに議論をスタートしていただけたらよろしいかなと思っています。

○倉知委員長 そうしたら、それは2回目で終わりますよね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 5番と6番について次回の10月までに全てを整理し切れるかはあります。ただ、少なくとも今年度中には5番と6番は終わらせたいというのが事務局の思いです。

○倉知委員長 2回目と3回目は何月なのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 10月と12月です。

○倉知委員長 もし終わらなければ、10月に3回目と4回目をやったらまずいのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 10月、12月に向けて、事務局としては、5番と6番についてご説明をできる準備を進めてまいりたいと考えております。それを進めていく中で、3番や4番の準備ができるようでしたら、もちろんしたいと考えています。

ここに上げている項目に優先順位をつけて議論をしていただきたいとは申し上げましたが、優先順位の低いものが重要ではないと考えているわけではもちろんありません。全ての項目が重要だと考えているのですけれども、限られた時間の中で議論をしていく中で順番をつけながら議論をお願いできないかなと考えているということです。

○倉知委員長 2回目を10月に、3回目を12月にやったとして、その後は何月ぐらいになるのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 例年ですと翌年度となり、今年は5月でした。

○倉知委員長 そうすると、前期のプレゼンテーションには間に合わないということなのですね。結局、それまでには3番と4番の議論はできないということですね。

それまでに間に合わせたかったなと思いましたが、皆さんはどう進めていきたいでしょうか。

○土田委員 私が心配したのはまさにそこです。

結局は全部に関連性があるって、本当は全部の議論を1年間で終え、来年度から新しい基準で行きましょうとできれば一番いいのですけれども、そうはならないということでしたし、これらを1年間で議論するのはかなり大変だなと思います。前回、基本的な要綱について全部やるということでしたが、かなり大変でしたよね。

事務局の言うことも分かるのです。確かに、全部ができないとしたら、来年度のものはどうするかということですね。半分はやって半分はやらないということになると困るので、皆さんで話し合って優先順位を決める、どれとどれを組み合わせるか、あるいは、一回の会議にかけなければならないぐらいのボリュームかどうかをここで改めて話し合うのかなと思っていたのです。

ただ、事務局の考え方もあるでしょうから、2回目と3回目は、委員長が言ったように、5番と6番、3番と4番の比重がどうなのかはありませんけれども、皆さんとしてこちらをやったほうがいいのではないかということであれば変更の余地もあるのかなという感じがします。5番と6番を来年度に向けてやるという考え方もあるでしょうけれども、私としてはそんなふうに感じました。

○倉知委員長 事務局の資料の作成もあるでしょうから、両方を並行させるのは多分間に合わないと思うのですよね。

○事務局（神市民自治推進室長） 対象経費というのは、民間のいろいろなところでもこういった補助制度を持っていて、正解はないのですよね。人件費を持っていたり、そうではなかったりするところがあります。また、備品についても、パソコンなど、何でもオーケーとしていたり、一部制限があったり、答えがないのです。私たちが今やっているのは別に悪いことではなく、これまで考えた下でこれが正しいとしてやってきているのです。

ただ、毎回、申請がある中で、これを与えてもいいのではないかといった疑問が出たり、また、本当に報償費として何でもかんでも出してもいいのかという疑問を持ったりしながら今まで来ているのです。

ただ、先ほども言ったように、いろいろな都市なり民間の助成金も全然違うのです。その中で何がいいのかという結論をさぼ一とほっと基金でも出さないといけないのですが、もうちょっと時間を置いてといいますか、今やっていることは別に不正解ではないということ的前提と考え、申告なり審査のほうにまずは手をつけたいというのが私たちの考え方です。

○千田委員 おっしゃるとおり、決めるだけの問題といたしますか、そのために議論はもちろん必要だと思うのですが、さぼ一とほっと基金でどうするかを皆さんで決めるということだと思うのです。

先ほど、今年度の会議はあと2回で、10月と12月があつて、2月に発信するためには決めなければいけないということだったので、審査をするときにすごく重要な点が幾つもあつて、2月に間に合わせるために決めるというほうにミッションを置いて、例えば、委員会の回数を増やす、もしくは、報酬のこともあると思うので、1回あたりの時間をちょっと延ばして、リミットをきちんと決めるというのはどうなのでしょう。

○事務局（下宮市民活動促進係長） お忙しい委員の皆様にお集まりをいただくということにもハードルはあります。また、今おっしゃられように、皆様にお支払いする報償の予算などの関係もございまして、回数を増やすというのは難しいところがあります。

また、確認ですが、今年度中に3番と4番の結論を出すべきではないかというご意見ということよろしいでしょうか。

○千田委員 そうです。回数がこれしかなくて、限られた時間の中ではこれしか決められないからというような考え方ではなく、決めなければいけないものにはこういうことがあるので、1回当たりの時間をもうちょっと延ばして議論する時間を捻出できないかということ。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今、残り2回と申し上げたのは、この場で議論をいただくことももちろんそうですが、事務局としては、例えば、他都市の事例や他の助成金の状況のある程度調べ、こういう方向でどうかというご提案をするにもお時間を頂戴したいということもございまして、今年度で残り全てをとというのは難しいということ理解していただけたらありがたいなと思っています。

○上田委員 2月までに次のものへ必ず反映しなくてはいけないのですか。もう一年遅らせれば、合計でもう何回かできますよね。1年延ばすということはできないのですか。

○事務局（川村市民自治推進課長） そうであれば、どこも見直さないまま1年同じことをやるということになってしまいますけれども、そういうことですか。

○上田委員 どちらにしても基準が決まらずに次へ進んでしまうということにはなるので、取りあえず、これまでも続けてきたことをもう一年だけ延長するということです。ただ、1年で二、三回で議論して決めましょうではなく、倍の回数をできるはずだから、5回なり6回で議論し、一遍に変えるということは難しいですか。

○事務局（川村市民自治推進課長） それはそれでありだと思いますけれども、我々の考

え方は、見直せる部分は先行して見直し、半年後に反映できるものは反映したくてこういう議論の順番だといけるかなと思ったということです。

ただ、今、上田委員がおっしゃるように、3番と4番を片づけない限りは5番と6番が審査できない、だから何も見直さないで1年間まるっきり同じことをやるというご判断なのであれば、それはそれでありといいますか、考え方としてはあるのかなと思います。

○倉知委員長 どちらかというところ、6番は形式的なこと、3番や4番は中身的なことですよね。

○事務局（川村市民自治推進課長） 5番については、事業助成の審査だけではなく、その後、適正に事業が行われているのか、適正な経費として執行されているのかについて報告を団体からいただいていますし、その審査を我々もやっていますし、そこでの相当な時間を費やしていますし、やり取りや労力もあります。

無駄とは言わないのですけれども、ある程度整理すればこんなにもお互いにやり取りしなくていいのに、団体さんにもご迷惑をかけなくていいのにというところが結構あるものですから、そこを先にやりたいなということがありました。

○倉知委員長 中身というより手続的なことということですか。

○事務局（川村市民自治推進課長） そういうことです。

○倉知委員長 もしこちらを先にやるのであれば、手続的なことは中身とは別なのだから、割り切って、手続的なことが確定した段階でやってしまっただけで、何も3番と4番の議論を待つことはないのではないのですか。

○池田委員 手続に関して、例えば、どんなことがあるのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） まず、5番についてです。

これまで、毎年、少しずつ様式を見直してきているのですけれども、団体から出しているだけものの95%は些末なものを含めて不備があるという状態です。そこで、事務局では団体とやり取りをして、修正の依頼をかけて、それでもまた間違っただけものが来まして、そうしたやり取りを何度かして、最後に確定した事業報告書を出していただくという実態がございます。そこで、例えば、様式の形を見直す、あるいは、項目について整理し、少しでも団体の方も間違わずに正しく申請ができるようにしたいということです。

また、申請の方法についても、今、紙ベースでの申請になっていますが、提出方法を変えることで、例えば、ある書類がついていないとそもそも申請ができないような仕組みにできないかというようなことを考えております。

○池田委員 例えば、人数の領収書が必要だったとき、合計金額しか書いていないので、きちんと単価と金額を入れてくれというようなお話ですか。具体的なことで言うとうとうことなのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 細かな話になってしまいますが、事業の報告をするときには、事業に使った経費について、どの項目に対する何の経費で、内訳が幾らで、総額は幾らなのかといった領収書をそろえて報告をしてくださいとなっています。それにつ

いて、例えば、番号順に領収書を並び替え、それに対応する事業の内訳書をつけて出してくださいというようなお願いをしているのですが、順番もばらばらだったり、書いている合計金額と領収書が合っていないなかったり、そもそも、領収書自体の不備もあります。例えば、本当は住所とお名前が必要なのに、お名前だけしか書かれていないものがあるなど、細かなことで団体とのやり取りが多くなってしまっています。

○吉岡副委員長 それは我々が議論する話ではないと思います。それは、システムをつかって、入力しないと次に行けないとすればいいだけではないですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） その仕組みをこちらで検討しましたので、そのように進めてまいりたいということをご提案したいというのがこの項目です。また、残りの申請回数などについても、先日の審査部会の中では、そもそも申請回数に制限を一定程度設けたほうがいいのかということもありましたので、そういったことも含め、申請という中での項目として議論をお願いできないかなということでした。

今、前期募集に応募した団体は、前期募集で落選してしまった場合、後期の募集にもう一度応募することができる仕組みになっているのですけれども、先日の後期の審査部会の中で、同じ団体が同年度に複数申請することはいかがかというご意見もありましたので、そうしたことについて申請という中で一緒に議論をお願いできたらなと考えておりました。

○吉岡副委員長 申請回数などについては議論したほうがいいなと思うのですけれども、スマート申請や報告書の書き方については、先ほどお伝えしたとおり、必ず入力してもらい、それに見合う領収書をPDFでつけないと次に進めないとしたら、どうしたってそのとおりになると思いますので、我々が議論をするよりもそういうシステムをつくれればいいだけだと思うので、あまり時間はかからないような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（川村市民自治推進課長） 補足いたします。

その様式などについても要綱で定めているのです。ただ、要綱を変える必要があるので、委員の皆様にご議論をいただかなければならないのです。その提案を5番でさせていただきたいということです。

○吉岡副委員長 要綱を議論するというのは相当な時間がかかりそうな感じですか。

○事務局（川村市民自治推進課長） その提案を次回の2回目にして、それならいいね、こういうふうにやればいいねとしていただきたいと考えています。

○倉知委員長 そうなったら次の申請に生かせるのですね。

○事務局（川村市民自治推進課長） そうです。

○倉知委員長 それでまず、形的なものは行けるということですね。

○事務局（川村市民自治推進課長） どういう様式にしたらいいですかというご議論をしていただくつもりではないです。それを提案させていただきますというお願いです。

○吉岡副委員長 それだったら、やれるものはすぐにやったほうがいいのかと思います。

○倉知委員長 ただ、形をつくっても、その後、中身がもし変わるとなると、前はいいと



言っていたじゃんなどと申請する人に言われると思うので、今、申請の変更を予定していますということをちゃんとお伝えしてあげないと応募される方が困ると思います。ですから、議論の方向性はあらかじめちゃんと示しておき、それを忘れずに伝えてもらった上で中身のことをその後にやるのだったら、それはそれでいいのかなと思いました。

○上田委員 5番の意味がようやく分かりましたし、そういう意味では、スマート申請化については個人的には大賛成です。この間、申請書を見たとき、1件だけ手書きのものがあって、すごく読みにくく、判断しにくかったです。

でも、お金の計画書だけがパソコンで入力されていたので、これができるのだったら全部を打ち込んでもらったらいいのではないですかという話をしたら、それは事務局が全部打ち込んでくださったということでしたよね。そして、間違いのあるところも確認をしながらやったということでした。それは確かに事務局の労力が大き過ぎるのです。

そこで、電子申請にするということを決めるために委員会で議論するというのであれば、それについては賛成です。事務労力が減ると思います。

○倉知委員長 多分、進める順番的には事務局案の方向性でいいと思うのですが、ぱっと見ると、普通の人には1番から6番を順番でやっていくと思ってしまうと思います。ですから、ホームページに載せるときは2年間の流れが分かるように示していただいた上で、これも載せるのであれば、どう議論されていくかを反映し、皆さんも忘れないように、その場でも確実に2年間で議論をし忘れることなく終わるように持っていけたらいいのかなと思います。

○事務局（川村市民自治推進課長） まとめではないのですが、参考意見は現状と課題の中に盛り込んだものを資料1として修正させていただきます。

そして、今、倉知委員長がおっしゃったとおり、1番から6番の課題についてどういうスケジュール感でやっていくかという話については、別途、2年の間でこのタイミングでこうやっていきますという案の資料を公開前におつくりし、委員の皆さんにご確認をいただくということよろしいですか。

○事務局（神市民自治推進室長） 優先順位をつけていこうということです。その中で、ある程度の時期的な分かればいいかなと思います。

○事務局（川村市民自治推進課長） そして、議論の順番については我々が提案した順番でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○千田委員 私もスマート申請に賛成ですし、基本的には事務局がメインでいろいろな動きをされ、準備もされると思うので、そちらのスケジュールを基に思っているのですが、システム開発や改修にはそれなりに時間やお金がかかると思うのです。

特に3番や4番のところが変わったことによってシステムの改修が追加で入るなど、例えば、システム開発にかかるお金のことやそこにかかるスケジュールについてはどうなるのですか。

思いについては納得し、システムを先にとは思っている、それが実際に即さない可能性もあるかなと思ったのです。私たちはそこが分かりかねますが、そこは併せてきちんと見ていただきたいなと思います。

○事務局（川村市民自治推進課長） 今、千田委員からご指摘があったように、全部が決まらない前に先行していろいろとやってしまうということは差し控えたいといいますが、そこは見越してやっていきたいと思っています。

5番についても、スマート申請だけではなく、様式を変えということもあります。まず、次回にすぐ反映できるものは反映し、全部が決まらないと着手できないものは時間を置くというふうにやっていきたいと思っています。

○池田委員 せっかく委員から意見が出た参考配付資料ですが、その中でどうしても気になっていることがあるので、お聞きします。

7番目の身内に還流させるというもので、これは前期からもあった課題なのです。理由のところにも書いてありますとおり、これはとてもゆゆしき問題だなと思います。

これをもし今期に決める、身内で還元させるということをやめるといった場合にどうい課題が生じますか。例えば、分かりづらいということなのか、どんな基準があるのか、思いつく範囲でいいのですけれども、教えていただけますか。もしそれが簡単なことであれば、一つ進め、解決に向かっていってもいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 7番目の領収書のことについてですか。

○池田委員 7番目のご意見の一番下の身内に還流させるようなことは認めるべきではないというものです。

○事務局（下宮市民活動促進係長） こちらは一部の冠基金に関することかと思うのですけれども、今年度の助成でそもそも残額がないものですから、同じ冠基金では起きづらい状態になっております。

○池田委員 今の話はとても大事なことで、さぼーとほっと基金においてお金を還元させるというようなことが今後もないようにするという事です。今回はないからいいということではなく、これをきちんと明記するのか、そして、明記したときに何か課題があるかが分かれば明記もできるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。今回はないからということだけでは納得しかねます。

○事務局（下宮市民活動促進係長） こちらは事務局としてもどういったことが課題なのかを深く議論しないと結論が出せない項目かなと考えております。

これは、寄附に関わる部分と助成に係る部分のどちらにも影響があるものでして、寄附を受け付ける段階でこういう寄附だったら受け付けないということは現状だと難しく、寄附の申出があったらいただくことになっております。

例えば、何百万円かの寄附をしていただいた中で団体指定ができますとしているものですから、特定の団体に助成をしたいです、それが身内だったりそうではなかったりするこ

とがあるのですね。それを寄附の段階で認めないことにするのか、助成の段階で認めないことにするのか、果たして認めないということにしてしまっているのかどうか、それぞれの課題を整理し、ご議論をいただくべき事柄かなと考えてございます。

○池田委員 できれば委員から出た意見に対してそういうコメントをいただければありがたいなと思います。事務局見解ではちょっと物足りないのではないかなと私は思うのです。ですから、我々が判断しやすいような資料をつくっていただきたいです。

こんなにおっしゃっていますけれども、全部を見てみると、一個一個は意外と解決できるものばかりなのではないかなという気がいたしておりますので、ぜひお願いしたいです。

○事務局（川村市民自治推進課長） 今回、参考資料で配付したものを資料1に組み込んでというお話をさせていただきました。今の池田委員のお話も踏まえまして、本当の参考資料といいますか、今、下宮が説明したような細かいところまで考えていることをまとめた資料をつくりたいです。

あえて控えておりましたがそういうオーダーなのであれば、ありのままを、全く外部に出せないものになってしまいますけれども、そういうものをつくってメールなどで送付させていただきたいと思えます。

○池田委員 そうするといろいろなことが起きるかもしれませんので、例えば、この会議の在り方もあるかもしれませんけれども、事前に資料をいただいて、みんなに見てもらった上で回収し、私たちの判断材料の一つにするなど、そういう方法があるのではないのでしょうか。メールで出すといろいろな課題が生じるのではないのでしょうか。

○事務局（川村市民自治推進課長） あえてそういう資料をお配りしていない一つの理由として、今、池田委員がおっしゃったように、非公式で渡されているものも、結局、渡っていますので、皆さんの記憶に残ると思うのです。この会議は公開でやっていますので、そういえば、あれはと必ずなるのです。ですから、正直、そうしたことを防ぎたいというのもございました。

先ほど言ったように、詳しく、深く、何が課題なのか、実のところを知りたいというオーダーですので、つくりますけれども、そういう弊害といいますか、危険性もあるということをご理解いただき、取扱いにはご注意をいただきたいなと思います。

○池田委員 私は委員長長の判断にお任せしたいと思えます。

○倉知委員長 委員の皆さんにそれを提示されるのは分かったのですが、ホームページ上で載せるものについてももう一回確認します。

まず、資料1を載せるのは分かりました。ただ、参考配付されたものをどこまで載せるかです。何でもかんでも載せると見たほうもこんがらがらるでしょうし、知らなくていいというわけでもないですけれども、そこまで書く必要はあるのかというものもあるので、委員に提示するものと参考配付でホームページに載せるものは分けて、ただ、委員の中でどういうことが問題とされているかを知っていただくため、それぞれに対応するところこういう課題が出ているぐらいにとどめ、ホームページに出すものはこういう議論の検討を

予定しておりますぐらいでいいのかなと個人的には思いました。

○事務局（川村市民自治推進課長） そういう考えでいました。

参考配付でお配りしている資料の全文を載せるのではなく、端的にまとめた形で文言整理したものを資料1の現状と課題の欄に委員意見として載せることをイメージしていました。

○倉知委員長 ただし、それだけだと議論のときに委員の皆さんはよく分からないと思うので、オフレコの部分をということです。

○事務局（川村市民自治推進課長） 今回の参考資料からさらに踏み込んだものを皆さんに配付したいなと思います。

○倉知委員長 皆さん、それでよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○下山委員 委員長がお話ししてくださったことを改めて言わせていただきます。

これらの資料全部をホームページに載せてしまうということには危険性を感じますし、すごく怖いです。さぼ一とほっと基金に対してのイメージがすごく落ちてしまいます。でも、正直、現実にかようなことはあるのですね。今、初めて知りましたが、これはやっぱりないがしろにはしたくないです。

でも、さぼ一とほっと基金を正しい形で守りたいのであれば、これを踏まえ、来年度に募集する段階で、受ける方たちに対しての注意勧告ではないですけども、こういう意見が出ているので、こういう活動をされている方には助成金は出ませんという多少のことを書類を受け付ける段階でしたほうが良いと思います。さぼ一とほっと基金が正しく使われるよう、次年度からそういう形に持っていく方向として大事な資料だと思います。

ですから、これからもさぼ一とほっと基金に寄附をされる方のためにも、正しい方向でさぼ一とほっと基金が運営されていますということは伝えていきたいので、こういう行為のあるところへは注意勧告し、さぼ一とほっと基金を正しく使ってもらう方向にしてほしいなと思います。

○倉知委員長 共通理解はできたと思いますので、先に進めさせていただきます。

今日は、冠基金について事務局からご説明がありますので、お願いいたします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） それでは、資料2の冠基金の取扱いについてをご覧ください。

事務局としましては、現在、大きく二つの課題があると考えております。

一つ目は、冠基金の応募に偏りがあり、交付相当の点数であっても助成金が減額または不交付となることがあること、また、二つ目は、冠基金が計画的に使われておらず、十分に助成できていないことです。

まず、冠基金の概要についてご説明いたします。

資料の左上の円グラフをご覧ください。

こちらは、令和5年度末のさぼ一とほっと基金の残高について、寄附の指定区分別に示

したものです。

基金自体の残高は約4億2,500万円ですが、そのうちの37%が冠基金であり、冠基金はさぼりとほっと基金全体において重要な位置を占めてございます。

現在、冠基金は全部で35が設置されておりました、令和5年度の寄附額は1,381万円、助成額は2,107万3,000円で、残高は約1億5,000万円を超えております。

冠基金の一覧と各冠基金の寄附額や助成額、残高の推移につきましては、資料3の冠基金一覧、資料4の冠基金残高表を参照していただけたらと思います。

続いて、設置条件と設置の期間についてをご覧ください。

冠基金を設置できる条件などについてご説明させていただきます。

冠基金は、企業や団体から1回の寄附で100万円以上のご寄附をいただいた場合、もしくは、個人の場合には1回で500万円以上のご寄附をいただいた場合、寄附者のご希望により時限的に設置しているものです。

設置期間につきましては、100万円以上の場合は3年、500万円以上の場合は5年を標準とし、寄附金額や助成先などを考慮して設定しております。

寄附者から冠基金を設置したいという希望があった場合には、冠基金の名称や助成先の指定、活用方法について寄附者と協議を行っております。

次に、助成先の指定についてをご覧ください。

冠基金を設置する際には助成先の指定を行いますが、指定には大きく二つの種類がございます。

一つは、既存の分野やテーマを指定するものです。これらは、複数を組み合わせることができ、また、分野やテーマの指定に登録団体の指定を組み合わせることができます。登録団体の指定というのが団体指定助成に当たるものです。

二つ目は、既存のテーマに加えて、寄附者の意向を尊重して任意のテーマを設置するものでございます。現在、複数の分野を指定している冠基金は四つ、任意のテーマを設定している冠基金は五つございます。

ここで、資料3の冠基金一覧をご覧ください。

例えば、ナンバー17のHRMホールディングスグループまちづくり応援基金にしましては、①の保健、医療、福祉の増進、②のまちづくりの推進、③の文化・スポーツ観光・経済等の振興、④の子どもの健全育成の全ての活動分野を指定し、どの分野であっても使える冠基金になっています。

また、寄附者の意向によって任意のテーマを設定している冠基金の例ですが、例えば、ナンバー13のひまわりピアサポート基金にしましては、寄附者のご意向で精神障がいや若年認知症に関する活動をしている団体に、また、ナンバー14のオークまちづくり元気基金にしましては、西区でのまちづくり活動をテーマとして設定しております。

なお、令和6年現在、テーマによる寄附の受付はしていないため、冠基金のテーマの指

定はございません。

続いて、資料2に戻っていただきまして、応募方法についてご説明をいたします。

資料の中段をご覧ください。

前期、後期の公募では、申請団体は、分野または冠基金のうち、いずれか一つを選んで応募してもらいます。そのため、申請団体にとって使い勝手がいい、募集金額が多いもの、あるいは、複数分野を指定している冠基金に応募が集中する一方、任意のテーマを設定している冠基金については応募が少なくなる傾向があります。また、助成の審査は、分野、冠基金のそれぞれで行うため、応募が集中する冠基金では、交付相当のいわゆるよい事業であるにもかかわらず、助成金が減額されたり不交付となったりするケースが生じてしまう可能性がございます。

続きまして、廃止条件についてをご覧ください。

冠基金は、時限的に設置するものであるため、設置期間の満了や寄附者の希望があった場合、また、寄附者の同意があった場合や冠基金の残高が25万円未満となって助成先を指定できない場合などに廃止してございます。これまでに廃止した冠基金は七つで、全て残高が少額であることが理由となっております。

再び資料3をご覧ください。

水色で網かけをしているものは、令和6年度末の時点で最後に寄附があつてから5年を経過する冠基金です。先ほどご説明をさせていただいたように、申請団体からの応募に偏りがある状態であるため、冠基金によっては十分な助成をすることができずに標準の設置期間の3年や5年を超過する冠基金が複数ございます。

以上が現状と課題でございました。

続きまして、右側の見直し案です。

事務局では、こうした課題に対処するため、二つの見直し案をご提案いたします。

一つ目は、募集方法を見直し、活用を促進すること、二つ目は、活用計画を随時更新し、計画的、効果的に助成を行うことです。

まず、募集方法の見直しについてご説明いたします。

繰り返しのようになりますが、現在、申請団体は分野または冠基金のいずれか一つを選んで応募します。これにより、一部の冠基金に応募が集中し、偏りが生じてしまっております。

そこで、見直し案ですが、申請団体には四つの分野のみを選んで応募してもらい、審査によって助成金交付相当と判断された団体について、事務局で後から事業内容に応じた冠基金を指定する方法に見直しを行いたいと考えております。この見直しにより、一部の冠基金に応募が集中して募集枠を超過することで、交付相当の点数にもかかわらず、助成金が減額または不交付となるケースをなくすことができます。

実際に審査を行っていただいている審査部会の委員の方々の中には、順番に審査していく中で、この事業は先ほどの事業よりもよくていい点数だったのに、応募が集中している冠基金であるがために減額対象になってしまったと感じられたことがあると思います。

この見直しによって、そういったケースをなくし、点数がいい、よりよい事業を行っている団体が多く助成を受けられる可能性が高まります。

また、これからご説明する冠基金の活用計画や申請団体の事業内容に応じて事務局が適切な冠基金を後から指定することで冠基金全体の活用が進みます。

さらに、現在、申請団体は四つの分野と冠基金を合わせた35を超えるような募集枠の中から募集金額などを考慮しつつ応募していただいておりますが、今後は、活動している4分野のいずれかを選べばよいこととなり、団体の負担軽減にもつながるものと考えてございます。

なお、令和5年度からは、冠基金の偏りを解消するために、申請団体の同意があった場合、審査の前に事前に事務局にて冠基金の偏りを調整しておりますが、全ての偏りを解消することはできておりません。

今後、例えば、子どもの事業のような複数の分野にまたがるようなものがあった場合など、分野による偏りがあった場合には、分野ごとの応募状況を勘案し、同じように事務局で調整を行ってまいりたいと考えております。

次に、2の冠基金の活用計画の更新についてご説明いたします。

こちらは主に事務局と寄附者のやり取りとなります。

冠基金を設置する際には何年間で幾ら助成するのかという活用計画を作成しております。これまで、原則、設置時にのみ作成をしておりましたが、今後は追加の寄附や公募の募集の際に随時更新を行ってまいりたいと考えております。活用計画を更新して寄附者と共有することで、今後、何年間で幾ら助成するのかといった冠基金の見通しを明らかにし、計画的、効果的な助成を行ってまいりたいと考えております。

○倉知委員長 ただいまの説明に対してご質問やご意見のある方はいらっしゃいませんか。

○千田委員 資料3について質問です。

廃止条件で、残高が25万円未満となり、助成先を指定できない場合というところですが、先ほど残高表と照らし合わせて見ていたのですが、例えば、いくつかの冠基金については残高が約4万円、22万円、など25万円をもう下回っているのにここに掲載されているのはどういう理由なのでしょう。

また、分野のところにはちゃんちゃんがついており、丸がどこにもついていないのはどういう理由なのかを教えてください。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 冠基金の閉鎖につきましては、今、残高が少額になっているもので、一部の基金につきましては、例えば、団体指定助成を行っていて、その団体指定助成のお金が残っているがためにトータルで25万円を超えているというものがございます。

次に、ちゃんちゃんになっているものについてですが、分野の指定部分について、令和6年の前期公募の状況から記載しておりますが、令和6年度の前期に公募していなかったものについては分野を書かないようにしております。

○千田委員 では、ちよんちよんとなっている冠基金は前期に募集はしなかったということなのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） そのとおりです。

○倉知委員長 私から一つ質問していいですか。

事務局が事業内容に応じた冠基金を指定するということについてです。この間のプレゼンテーションのときに事前に調整されていて、かぶるのが少なくなったのはよかったなと思ったのですが、例えば、まちづくりの分野で4種類ある中に同じものが二つや三つと複数あったとき、事務局ではどういうふうに振り分けていくのか、教えてください。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 2番に書かせていただいた冠基金の活用計画とも絡む部分ですが、原則、設置年度が古いものを優先的に当てはめていくことを考えています。

ただ、例えば、任意のテーマを設定しているような冠基金に、今回、助成対象の事業があった場合はそちらを優先して当てはめていくということを考えてございます。

○倉知委員長 分かりました。

ほかに何か聞きたいことある方はいらっしゃいませんか。

○池田委員 悩んでいることの解決になるかは分かりませんが、具体的にあまりよく分からないので、質問します。

例えば、残高が1万円になりましたとします。それは、別の項目をつくって、そこに入れて、そこから支出するというのを多分やっていたらいいのではないかなと思うのですね。もう一つの考え方として、札幌市が基準とされたこの四つの分野のどれでもよろしいですという了承をいただいて運営するといろいろなことが解決するのではないかなという印象を受けるのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） まず、一つ目の残高が少額となった場合の扱いについてです。現在、指定をされている冠基金の分野の残高が少なくなると吸い上げるような形で冠基金の残高が0円になったら冠基金を廃止しております。あわせて、事務局としましては、追加のご寄附をいただけないかという働きかけを寄附者にさせていただいております。

また、今ご提案をいただいたように、幅広い分野での指定をしてもらったらいいいのではないかなということについてです。まさに事務局としましても幅広い分野への活用をいただきたいというところがございまして、冠基金の申出があった際には、幅広い分野を指定していただくとより活用ができるので、いかがでしょうかというご提案をしているのですけれども、寄附者としてどうしても子どもに関する分野がいいのだなどの思いがありますので、もしそうだった場合は寄附者のご希望を優先し、分野の指定をさせていただいております。

○池田委員 現実的にはどのぐらいの割合なのですか。ほとんどが自分の意向ということなのか、それとも、それでいいですよというのが8割くらいなのか、そこはどうなのでしょう。



○事務局（下宮市民活動促進係長） その結果がこちらの表になっております。

こちらからの働きかけに応じてくださったHRM様であれば全ての分野で使わせていただいていますし、その他の基金については、事務局から複数分野はいかがですかというご提案をさせていただいたのですけれども、子どもの応援をしたいのだということで子どもの分野にしている基金等がございます。

○池田委員 そういうお誘いをしているのに、今は1社しかいないということで、全ての分野にしてくれというのは現実的には不可能だということですね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 寄附者のご希望によるものですから、全ての分野を指定しないと寄附を受け付けないというものではございません。ただ、なるべくならそうしていただけないかという働きかけは今後も続けてまいりたいと考えております。

○千田委員 具体的な事例としてイオン環境基金というものがありますので、参考にご説明させていただきます。

イオン環境基金というものが平成22年に立ち上がったのですけれども、これはレジ袋の有料化を実施したタイミングだったのです。ですから、アークスやコープさっぽろとも一緒にしたのですけれども、イオン北海道でレジ袋の有料化を実施し、お客様からお代をいただいたときに、結局、袋の原価に対してもうけなる分が出てしまいます。例えば、5円で販売していたら5円未満の金額で仕入れたものもうけが出るということです。

ただ、それについては、私たちが利益として持つのではなく、札幌市、もしくは、店舗が所在している自治体に寄附し、環境保全に活用していただきますというようなご説明をお客様にした上で続けてきたという経緯があります。

ただ、現状、表を見ていただいたら分かると思うのですが、金額が下がってきていますし、直近だと0円になっています。これは、プラスチックの原料がかなり高くなってきて、正直、赤字でレジ袋を販売している状態なので、もうけがなくなり、寄附する分もなくなってしまったので、0円となっているのです。そこで、今は公募や団体指定に助成して残高を減らしているというような状況です。

とはいえ、もともとのスタートが環境に活用していただきますという約束で寄附をしていたという経緯があって、イオン環境基金もまちづくりの環境のところだけに丸がずっとついていた状態だったのですけれども、札幌市からどうですかというお話をいただきました。確かに残高の動きも芳しくない状況があったので、子どもたちの環境教育など、子どもたちに関わることであればということで追加したということです。

多分、それぞれの企業でそうしたいろいろなご事情があるのかなと考えています。

○池田委員 よく分かりました。

○倉知委員長 ほかに質問やご意見がある方はいらっしゃいませんか。

○武岡委員 本日は冠基金について話すということで、団体指定助成については来年度ということになると思うのですが、冠基金の中で団体指定助成が可能なので、実は冠基金と団体指定助成は深く関わっているのです。

今日の委員会の前に事務局にお願ひし、各冠基金がどれくらい団体指定で助成しているのかが分かる資料をいただいていたのですけれども、それぞれの冠基金で違いはあるものの、結構あるのですよ。

参考配付でご紹介していただきました7番の私の意見でも冠基金のことを申し上げていますがけれども、ここで問題にしている企業が私としては二つあります。その二つの企業が設置している冠基金は二つともここ数年は団体指定しかしていないのです。要するに、分野別で募集をしていないのです。これは問題ではないか、ということもあって7番のような意見を申し上げたのです。

冠基金は企業あるいは個人の方に寄附してもらい、できるだけその思いに応える形で運用するというのは大切なことなのかもしれないのですけれども、例えば、半分は分野別でやってくださいなど、何らかのルールは必要ではないのかと思っているところです。

今は全てが団体指定で、しかも、身内の市民活動団体のようなところに回してしまっていて、これは本当に行き過ぎだと思っています。私が申し上げたところまでできなくても、確かに寄附者の意向は尊重するとしても、100%団体指定というのは問題だと思っています。

冠基金を設けるというのは、市民活動に助成をしています、社会に貢献する活動をしていますというその企業の一つのPRにもなるわけですよね。かつ、税制上の優遇措置も受けられるわけです。しかし、実のところはほとんど自分の思いどおりに使ってしまうというのはどうなのかなと思ひまして、ルールが必要ではないのかなという思ひがあります。

これについては2番の団体指定助成のところでも取り上げていただけるのでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 要綱改正前に設置された冠基金につきましては公募することが必須となっております。ただ、一定の制限を設ける必要があるかななどの検討や、今お話をいただいた寄附者が特定の団体にばかり団体指定助成してしまっているということについては団体指定助成の中で議論してまいりたいと考えています。

と申しますのも、今回、冠基金についてを議題とさせていただいたのですが、冠基金を設置していない方であっても、同じく団体指定助成だけをしている方もいらっしゃるものですから、そういうものも含めて議論してまいりたいということです。

○倉知委員長 ほかに何かご意見のある方はいらっしゃいませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 それでは、冠基金の見直しについては特に案の修正につながる意見はなさそうですので、今出ました皆さんのご意見も踏まえた上で事務局の説明どおりに進めてもらうこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 それでは、本日の議事は以上になりますが、委員の皆様から何かありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 ないようなので、議事を終了いたします。

### 3. 連絡事項

○倉知委員長 続いて、連絡事項についてです。

事務局から何か説明等がありますでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 第3回の本部委員会の日程調整についてです。

次回の促進テーブルの会議は10月の開催を予定しておりまして、引き続き、本日の議論を踏まえ、見直しについてご議論をいただきたいと考えております。先日、担当からメールにて日程の調整表を送らせていただいておりますので、8月23日金曜日までのご提出に協力していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○倉知委員長 事務局の連絡事項に質問等がある方はいらっしゃいませんか。

（「なし」と発言する者あり）

### 4. 閉 会

○倉知委員長 それでは、以上をもちまして令和6年度札幌市市民まちづくり活動促進テーブル第2回本部委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上